

地方分権の推進に関する提言

兵庫県地方分権推進自治体代表者会議

兵庫県知事	齋藤 元彦
兵庫県議会議長	藤本 百男
兵庫県市長会会長	谷口 芳紀
兵庫県市議会議長会会長	角石 茂美
兵庫県町村会会長	庵途 典章
兵庫県町議会議長会会長	西谷 尚

新型コロナウイルスの第5波の感染拡大は収束し、本県に発せられていた緊急事態宣言も9月末で解除された。しかし、これからも目に見えない敵との闘いは続くため、ワクチン接種を進めるとともに、感染の再拡大に備え引き続き医療提供体制の充実を図ることが求められる。

コロナ禍は、人口の稠密という大都市の脆弱性や東京一極集中、デジタル化の遅れなど、多くの課題を露呈させた。この経験と教訓を踏まえ、社会を単に以前の状態に戻すのではなく、地域の自主自立を基本としつつ、地域創生の取組を加速させねばならない。そのためには、地方のことは地方自らの判断と権限、財源で取り組める分権型社会を実現することが必要である。

我々兵庫県内の地方六団体は、地方分権を一層推進し、新しいポストコロナ社会の創造に果敢に挑戦するため、以下の項目について提言する。

I コロナ対策の更なる推進	2
1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続・充実等	
2 次なる波に備えた感染防止対策の強化	
3 事業継続・雇用確保対策の充実	
4 生活に困窮されている方への支援	
II 防災・減災対策の推進	7
1 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等	
2 防災庁の創設	
III 地域創生の推進	9
1 地方回帰を促す環境整備	
2 デジタル化社会の実現に向けた取組の推進	
3 地方創生対策の充実	
4 ベイエリアの活性化に向けた海上交通の充実	
5 安心して楽しめる海づくり（水上オートバイの危険行為等の対策強化）	
6 水素社会の実現に向けた取組の加速	
IV 地方税財政の充実・強化	14
1 地方財政計画の充実	
2 地方の税収基盤の確保	
V 地方分権改革を推進する仕組みの構築	18
1 国と地方の協議の場の機能強化	
2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応	

I コロナ対策の更なる推進

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続・充実等 【内閣官房、内閣府】

(1) 令和4年度における継続・充実

- 新**・ コロナ禍からの経済・雇用情勢の本格的な回復等は時間を要すると考えられるため、令和4年度についても、地方創生臨時交付金による支援を継続・充実させること。

(2) 運用の弾力化

- 地方創生臨時交付金については、地域経済活性化や感染症対策など幅広い事業に活用されているところであるが、感染の波や地域の実情、また、新たな変異株への対応も含めて、その事業実施に一定期間を要する可能性があることから、各団体において必要に応じて繰越を行うことを可能にする等、運用の弾力化を図ること。

2 次なる波に備えた感染防止対策の強化

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の所要額確保等 【厚生労働省】

① 入院病床や宿泊療養施設の確保に対する支援

- 新型コロナウイルスに感染した場合の医療提供体制を引き続き適切に確保するため、空床補償の経費や宿泊療養施設借り上げ等に要する経費について、令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による支援を継続・充実させること。

② 対象事業の拡充

- 感染拡大防止のために医療・検査体制の確保・強化を図っているが、対象事業が限定的であるため、以下のような、地域の実情に応じた取組を行えるよう、対象事業を拡充すること。

○高齢者施設等の入所者及び従事者へのPCR検査に伴う費用

○入院医療機関に対する運営経費支援

＜本県の対応：入院患者一人当たり12,000円/日(GW期間中は24,000円/日)を支援＞

○回復者を受け入れる医療機関や社会福祉施設に対する支援

〔 本県の対応：①受入一人当たり100,000円を支援
②人工呼吸器等の転院受入に要する整備費を支援
(1病床増加あたり600万円) 〕

○自宅待機者へ介護・障害福祉サービスを提供する事業者に対する支援

＜本県の対応：(訪問介護の場合)1日当たり訪問介護38,000円を支援＞

○長期休暇中に診療を行う医療機関や薬局に対する運営経費支援

＜本県の対応：年末年始及びGW期間中、1日当たり15,000円を支援＞

新 ○市町が県と協力して行う感染者へのフォローアップに必要な事業経費

(2) 3回目以降のワクチン接種の推進 【厚生労働省】

- 新**・ 3回目以降の追加接種や交差接種について、市町村が行う接種計画が円滑に進むよう、ワクチンの種類や供給スケジュール等の詳細を早期に示すとともに、希望に即したワクチン量を確保すること。

特に、来年3月までのワクチンの配分について、1・2回目と同種のワクチンを接種希望する場合、モデルナは現時点の接種実績を上回る量が配分されることとなった。

一方、ファイザーは1・2回目の未接種ワクチンを活用したとしても、3月には不足する自治体が出てくる可能性があることから、ファイザーの配送スケジュールの前倒しと、モデルナも含めた具体的な配分量、配送スケジュールなどを早期に示すこと。

- 新・ ワクチン接種の啓発を強化するとともに、地方自治体が実施する啓発活動等への支援を行うこと。

(3) 中和抗体療法の推進 【厚生労働省】

- 新・ 重症化防止に効果が期待できる中和抗体療法について、必要な患者へ投与が行えるよう薬剤を確実に確保し、迅速な供給を行うこと。

(4) 診療・検査医療機関等に対する支援の充実 【厚生労働省】

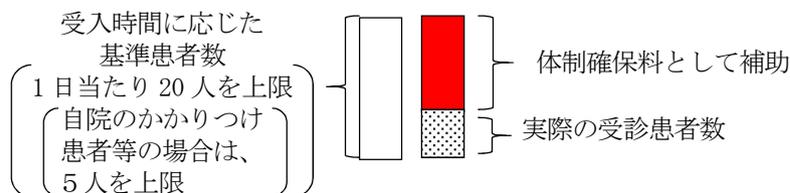
- 新・ かかりつけ医による診療・検査を更に推進するため、時限的措置とされている診療報酬上の特例的な対応^{*}の感染状況を踏まえた継続・加算や、令和2年度外来診療・検査体制確保支援事業と同様の制度の創設など、診療・検査医療機関等に対する支援を充実させること。

※診療報酬上の特例的な対応（令和3年9月28日付事務連絡による）

区分		診療報酬の加算
疑い患者	検査	+ 250点（新設）（県HPで公表した機関のみ計上） ＜令和4年3月31日までの措置＞
患者	外来での治療	+ 950点（新設）＜臨時的な措置＞
患者	往診での治療	+2,850点（+950点から拡充）＜臨時的な措置＞

※令和2年度外来診療・検査体制確保支援事業

- 診療・検査医療機関が、発熱患者専用の診察室等を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助
[補助基準額]13,447円/人・日×（受入時間に応じた基準患者数－実際の発熱患者等の受診患者数）



(5) 国又は広域エリアでの疾病管理予防センター（CDC）の設置 【厚生労働省】

- 新・ 感染症の危機管理を一元的に担う疾病管理予防センター（CDC）は、検証対象となる疫学データ量やマンパワーが一定程度必要なことから、単県ではなく、国又は広域エリアでの設置を検討すること。

(6) 地方衛生研究所の機能・体制強化 【厚生労働省】

- 地方衛生研究所の機能や体制を強化するため、現行の地域保健法及び感染症法等に、地方衛生研究所の役割を明記し、国と地方それぞれの責務を明確にするとともに、その責務を十分に果たすことができるよう、必要な予算や人員確保に向けた支援を充実させること。

【地方衛生研究所の設置根拠】

- ・ 地方衛生研究所設置要綱（H9. 3. 14 厚生次官通知） ※法的な位置付けはない

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする。

（7）公立病院の経営悪化に対する支援 【総務省、厚生労働省】

- ・ 地域医療の中核的役割を果たしている公立病院について、新型コロナウイルス感染症の影響から、患者の受診控え等により、厳しい経営状況に陥っている。特別減収対策企業債を発行した団体については、償還利子だけでなく、その償還元金についても一般会計から繰出を行った場合と同等の交付税措置等による支援を行うこと。

（8）医師確保対策の推進 【文部科学省、厚生労働省】

① 医師需給推計の見直し

- 新**・ 国は、医師の需給推計を踏まえて令和6年度以降の医学部臨時定員の減員等を行う方向で検討を進めているが、推計の根拠が不明確であり、これに基づく医学部臨時定員の減員や地域枠の見直しなど、地域医療の実情にそぐわない拙速な見直しを行わないこと。

【医師偏在指標】

神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	兵庫県	全国
304.0	258.1	207.1	181.2	190.5	193.1	185.6	191.6	244.4	239.8

- ・ 神戸と阪神医療圏以外は全国平均を下回っている状況であり、これらの地域を全国平均並にするためには、1,042人の医師が必要

② 医学部臨時定員増の継続

- 新**・ 依然として著しい医師不足の状況にあるため、令和6年度以降も現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること。

※ R3. 8. 27 厚生労働省・医療従事者の受給に関する検討会

- ・ 令和5年度の臨時定員については、現行どおり継続
- ・ 令和6年度以降については、「第8次医療計画等に関する検討会」等の議論の状況を踏まえ、検討

【本県の医学部臨時定員増の状況】

16名（神戸大学：10名、兵庫医科大学：2名、鳥取大学：2名、岡山大学：2名）

③ 地域の実情に応じた地域枠の設置

- 新**・ 将来時点（2036年）における医師数が不足する医療圏がある都道府県に限り、不足分の合計数を地域枠の必要数として大学に要請できる方向で検討が進められているが、地域の実情に応じて地域枠が設置できるよう、現行どおり都道府県知事が必要とする数を要請することを可能な制度とすること。

【本県の地域枠（臨時定員を除く）の状況】

5～6名（年により異なる）（兵庫医科大学：3名、自治医科大学：2～3名）

(9) 潜在看護職員の再就職の促進 【厚生労働省】

- 第6波の到来に備えての新型コロナ対応病床の確保や3回目以降のワクチン接種の促進に向け、改めて看護職員の確保が重要となっている。このため、離職等で看護職に従事していない方に対し、県看護協会等が実施する看護技術と医療知識の研修会や就職相談会等への支援を幅広く行うことや、院内保育所・看護宿舍の整備等による労働環境の更なる改善など、潜在看護職員の再就職を促進すること。

【本県の看護職員再就職支援】

- ナースセンター（公益社団法人兵庫県看護協会内）における地域に根ざした復職相談や再就業支援研修の実施、合同就職説明会の開催
- プラチナナース活用促進のためのナースセンターへの専任職員配置と、定年退職前後の看護職員・求人施設へのPRとマッチング
- 院内保育所の整備・運営費補助や看護宿舍・ナースステーションの整備助成等の環境改善

(10) 臨時医療施設設置への支援 【厚生労働省】

- 新**・ 限られた医療資源を最も効率的に活用することを考慮して、医師・看護師などの医療人材を確保することを含め、都道府県が実施する臨時の医療施設設置（新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2）への支援を行うこと。

3 事業継続・雇用確保対策の充実

(1) 事業者の資金繰り支援の強化 【経済産業省】

- ① セーフティネット（SN）保証4号及び危機関連保証の指定期間の延長**
 - 融資制度の延長にあたっては信用保証制度の延長が前提であるため、セーフティネット（SN）保証4号及び危機関連保証の指定期間*を延長すること。
（※指定期間 SN保証4号：3月1日まで、危機関連保証：12月31日まで）
- ② セーフティネット（SN）保証5号の対象業種の拡大**
 - SN保証5号の指定対象業種について、コロナ禍の影響を受けているにも関わらず8月以降対象外とされている業種*があるため、対象業種を再び拡大すること。
（※県内地場産業で対象外とされた業種：線香、利器工匠具(かんな、のみ、包丁等)）

【信用保証制度の概要】

信用保証の種類	対象	売上要件	保証割合	指定期間
SN保証4号	地域指定(現在、全国指定)	△20%	100%	3月1日
SN保証5号	業種指定 〔 ~7月:1,145業種(全業種) 8~12月: 535業種 〕	△5%	80%	—
危機関連保証	全国・全業種指定	△15%	100% (SN保証と別枠)	12月31日

(2) 飲食店に対する支援 【農林水産省】

- 新**・ 緊急事態宣言等の長期化により大きな影響を受けた飲食店を支援するためにも、令和4年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること。

(3) 雇用確保対策の充実【厚生労働省】

① 雇用調整助成金の支援拡充

- ・ 5月以降の縮減内容（対象事業主、助成額の上限、助成率）については、縮減前と同等となるよう支援を拡充すること。

② 緊急雇用創出事業の創設

- ・ 労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用が生まれるよう、リーマン・ショック時(1兆500億円)を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること。
- ・ なお、基金の活用については、直接的な人件費への支出に限らず、就職マッチング事業など地域の実情に応じた雇用創出事業も実施することができるよう、制度設計を行うこと。

4 生活に困窮されている方への支援

(1) 生活福祉資金の継続等【厚生労働省】

- ・ 現下の厳しい経済・雇用情勢等を踏まえ、生活福祉資金の緊急貸付等の受付期間を令和4年4月以降も継続し、その貸付原資を迅速かつ十分に交付すること。
- ・ 償還免除の適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、償還時において所得の減少が続くなど、貸付時と状況の変化がない者まで拡充すること。

(2) 学生に対する支援の強化【文部科学省】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が減少するなど経済的に困窮している大学生・専門学校生等を支援するため、高校生の就学支援より要件が厳しい修学支援（授業料等減免、給付型奨学金）について、世帯年収約380万円未満などの要件緩和を図るなど、支援を強化すること。

※ 収入要件（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安）

- ・ 高校生：世帯年収約910万円未満
- ・ 大学生等：世帯年収約380万円未満

※ 令和2年度には学生支援給付金が支給（10万円（住民税非課税世帯20万円））されたが、令和3年度には実施されていない。

(3) 児童養護施設を退所した者への支援【厚生労働省】

- 新**・ 新型コロナウイルス感染症まん延により経済が疲弊する中で、児童養護施設退所者は厳しい状況に置かれており、退所した者が早急に社会に定着できるよう、就職や住居の確保のための支援、どんな問題でも相談できるアフターケア事業を行うこと。
- 新**・ 児童養護施設を退所した者を雇用する民間企業への支援の施策を講ずること。

II 防災・減災対策の推進

1 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等 【内閣官房、内閣府、財務省、農林水産省、国土交通省】

(1) 防災・減災、国土強靱化対策の推進

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度）の推進に必要な十分な予算を、通常予算とは別枠で計画的・安定的に確保すること。
- ・ 防災・減災、国土強靱化対策は、通常予算と5か年加速化対策をあわせて実施するため、防災・安全交付金等の通常予算についても十分に確保すること。

【兵庫県強靱化計画（国土強靱化基本法に基づく計画、R2.3改定）のR4以降の残事業費】

約6,000億円



(計画的・安定的な予算確保による事業効果)

区分	事業効果
治水対策	・市川（砥堀工区）、猪名川など11箇所の前倒し完了
津波対策	・南あわじ市福良地区の湾口防波堤等の対策が、R5に完了
山地防災・土砂災害対策	・358箇所の砂防堰堤や治山ダム等を前倒しで着手
道路ネットワーク強化	・東播磨道のR6全線開通 ・緊急輸送道路の未改良区間の2車線化を、R5に完了
老朽化対策	・道路橋の補修工事の完了を3年前倒し ・トンネル照明のLED化や道路の冠水対策など、遅れていた対策の推進

(2) 河川の事前防災対策の推進

① 国管理河川における事前防災対策の推進

- ・ 国管理河川においては、河川整備計画に基づく水害対策が進められているが、県内の円山川等の国管理河川では計画水準に達していない区間や、堤防が設置されていない区間の割合が全国平均に比べて高い状況である。このような未整備区間及び無堤防区間について、国の責務として早期に解消すること。

【国管理河川の堤防整備状況（R2.3末）】

(単位:km)

水系名	堤防必要区間 (a)	計画水準に達していない区間 (b)	b/a	無堤防区間 (c)	c/a
淀川	346.6	121.5	35.1%	12.8	3.7%
加古川	75.1	34.2	45.6%	4.8	6.4%
揖保川	119.8	57.5	48.0%	10.8	9.0%
円山川	69.7	55.0	78.9%	4.7	6.8%
全国計	13,368.0	3,457.0	25.9%	743.5	5.6%

※淀川には京都府・大阪府内の区間を含む

② 県管理河川における事前防災対策の推進

- ・ 本県の「河川対策アクションプログラム」に掲げる河川改修や中上流部対策などの事前防災対策の取組について、必要な予算を確保すること。

新・ 特に武庫川は多額の事業費が必要なため、個別補助予算の必要額を確保すること。

<河川対策アクションプログラム>

・計画期間：R2～R10年度 ・総事業費：約1800億円 (単位：億円)

対象事業	事業内容	主な箇所	概算事業費
①河川改修等の推進	河川整備計画に基づく河川改修や都市浸水対策	武庫川 (西宮・尼崎市)	1,250
②既存ダムの有効活用	治水ダムの堤体かさ上げ等によるダム再生や利水ダムの放流設備新設等による洪水調節機能の強化	引原ダム (宍粟市)	220
③中上流部対策の強化	河川中上流部の河川整備計画区間外における上下流バランスを考慮した堤防かさ上げ等の局所的な対策など	美囊川 (三木市)	70
④超過洪水に備えた堤防強化	堤防法尻の補強や堤防天端の保護による決壊しにくい堤防整備	R3完了	20
⑤堆積土砂撤去の推進	人家等が密集する地区や河川合流点付近等での計画的な堆積土砂の撤去	円山川 (養父市)	240

(3) 山地防災・土砂災害対策の推進

- ・ 本県の「第4次山地防災・土砂災害対策計画」に掲げる治山事業、砂防関係事業が着実に推進できるよう予算を確保すること。
- ・ 治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できる予算を確保すること。
- ・ 公共事業の採択要件を緩和すること。

例 [砂防関係事業：土石流対策]

現行：①保全人家50戸以上 または ②公共施設(官公署、学校、病院、鉄道、国道・県道等)や地域防災計画に位置付けられている避難所

提案：公共施設等が存在しない場合においても、保全人家5戸以上まで要件を緩和

[砂防関係事業：急傾斜対策]

現行：(1)がけ高さ10m以上で、①保全人家10戸以上 (避難路または要配慮者利用施設がある場合保全人家5戸以上)、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等

(2)要配慮者利用施設かつ避難路がある場合、がけ高さ5m以上かつ保全人家5戸以上
提案：がけ高さ5m以上で、①保全人家5戸以上、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等に、要件を緩和

(4) 災害査定における実地査定の廃止及びWeb 査定方式の構築

- ・ ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。
- ・ 机上査定の手法として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に限定せず、Web 査定の方法を恒常的に選択できるようにすること。

2 防災庁の創設【内閣官房、内閣府】

- ・ 南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に備えるため、事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること。
- ・ 各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果を国として一元的に活用すること。
- ・ 防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること。

Ⅲ 地域創生の推進

1 地方回帰を促す環境整備

(1) 国土の双眼構造の構築 【内閣官房、内閣府】

- ・ 首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること。

(2) 地方拠点強化税制の継続実施、充実 【内閣府、厚生労働省、経済産業省】

① 令和4年度の継続実施等

- ・ 令和3年度末が期限の地方拠点強化税制について、引き続き実施すること。

② オフィス減税・雇用促進税制の拡充及び要件緩和

- ・ 施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみの増加数とすること。
- ・ オフィス減税の税額控除率及び雇用促進税制の税額控除額を大幅に拡充するとともに、両制度の併用を可能とすること。
- ・ 本社隣接工場等、本社機能と一体としてみなすことができる施設や、社宅等、従業員の異動の際に必要な施設の整備も対象とすること。
- ・ 雇用促進税制の適用における従業者の増加数を引下げる（大・中小企業2人→中小1人）など要件を見直すこと。

【地方拠点強化税制の概要】

区 分		内 容
地方に所在する 本社機能の拡充 (拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備（空調等）、構築物（駐車場等）を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	雇用促進税制	雇用増1名につき30万円の税額控除（最大）
	※ 併用は不可	
東京23区から地 方へ本社機能を 移転（移転型）	オフィス減税	建物等（拡充型と同じ）の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	雇用促進税制	雇用増1名につき初年度50万円 + 上乗せ分40万円×3年の税額控除（最大）
	※ 併用は原則不可（上乗せ分40万円のみ併用可）	

・ 本県：13社認定(R2まで)。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望（うち1社は併用活用済み）

③ 既成都市区域の拡充型事業の対象化

- ・ 地方の拠点都市としての機能を維持していくため、既成都市区域を移転型事業と同様に、拡充型事業の支援対象とすること。

(3) 土地利用の規制緩和 【農林水産省、国土交通省】

- 新**・ 人口減少が進む中、地域の魅力を創り出し活性化を図るため、市街化調整区域や農振農用地区域などの土地の柔軟な活用に向けて、規制緩和も含めた土地利用のあり方について、国としても検討を行うこと。

【兵庫県 土地利用推進検討会の設置】

- ・各分野（法律・都市計画・地域振興・農林・商工）の有識者及び県内市町長で構成
- ・第1回検討会（令和3年11月5日開催）の検討内容

検討項目	内容
都市計画法改正に伴うイエロー区域の取扱い	都市計画法改正に対応し、市街化調整区域における災害イエロー区域において、一定の安全基準を満たすこと等を要件に開発を可能とすることを検討。
地域活性化のための日影規制の合理化	まちづくりのニーズに的確に対応するため、地区計画等の区域その他これに準ずる土地利用に関する計画が定められた区域のうち、市町長の申出に基づき知事が指定する区域等については、日影規制の対象から除外することを検討。
空き家等の活用及び流通の促進	人口減少の本格化により空き家が増加しているため、市町の申出により、県が空き家等の活用を特に促進すべき区域を指定し、用途変更や接道基準などの規制の特例措置や、流通促進に向けた支援等を行うことを検討

※第2回検討会を年内に開催し、「農振法・農地法の下での土地利用」について検討する予定。

2 デジタル化社会の実現に向けた取組の推進

（1）5Gなどデジタル基盤の整備加速【内閣府、総務省、デジタル庁】

- 新**・ 都市部に遅れることなく全ての地域で基地局の整備が進むよう、5G投資促進税制の延長・拡充など、財政支援を強化すること。
- 新**・ 中小企業によるローカル5Gの利用促進に向け、システム構築等に要する技術的・財政的支援制度を拡充すること。
 - ・ 自治体によるハード・ソフトのデジタル化推進事業に活用できる、自由度の高い交付金創設等の財政支援を行うこと。
 - ・ 自治体が自ら行うデジタル人材の育成・確保に向けた取組に対して財政支援を行うこと。

（2）マイナンバーの活用【内閣府、総務省、デジタル庁】

① 安全性と利便性の向上

- ・ 経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、「社会保障」「税」「災害対策」に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること。
- ・ マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限（5年）を、マイナンバーカードの有効期限（10年）にあわせて延長すること。
- 新**・ マイナンバーカード搭載の電子証明書のロック解除等、暗証番号に係る手続を、市町の窓口への来庁を要することなくオンラインでできるようにすること。

② マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大

- ・ 暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置（民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業

時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。

(3) 学校のICT化の推進 【総務省、文部科学省】

- ・ 現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費（ランニングコスト・通信料・更新費用等）について、必要な財政措置を講じること。
- ・ 教員や児童生徒のICT活用をサポートするICT支援員やGIGAスクールサポーター等を十分に配置できるよう、必要な財政措置を継続すること。
- ・ 学術情報ネットワーク（SINET[※]）への接続を含め、校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向けた財政措置を講じること。

※ SINET：国立情報学研究所（NII）が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、全国どこからでも超高速・高信頼での利用が可能

3 地方創生対策の充実 【内閣府】

(1) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の充実

- ・ 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金について、当初予算において地方公共団体が必要とする両交付金の額を確保すること。

[令和元年度まで]

当初：1,000億円[地方創生推進交付金]+補正：600億円[地方創生拠点整備交付金]

[令和2年度から]

当初：1,000億円[地方創生推進交付金。うち一部は地方創生拠点整備交付金(R3：50億円)]

+補正：地方創生拠点整備交付金500億円

(2) 地方創生推進交付金の柔軟な運用

- ・ 芸術文化の創造・発信や人材育成など、中長期的に取り組むことによって初めて成果が出る事業であり、かつ、直ちに収益に繋がらない事業について、計画認定期間を5年に限定することは不合理である。このため、現在の計画認定期間の上限である5年を超えて交付金の対象とすることを含め、当該事業の性質に応じた柔軟な計画認定期間とすること。

4 ベイエリアの活性化に向けた海上交通の充実 【国土交通省】

- ・ 「インバウンド船旅振興制度」において、人の運送をする不定期航路事業のうち、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できるよう、30日から180日間に延長すること。

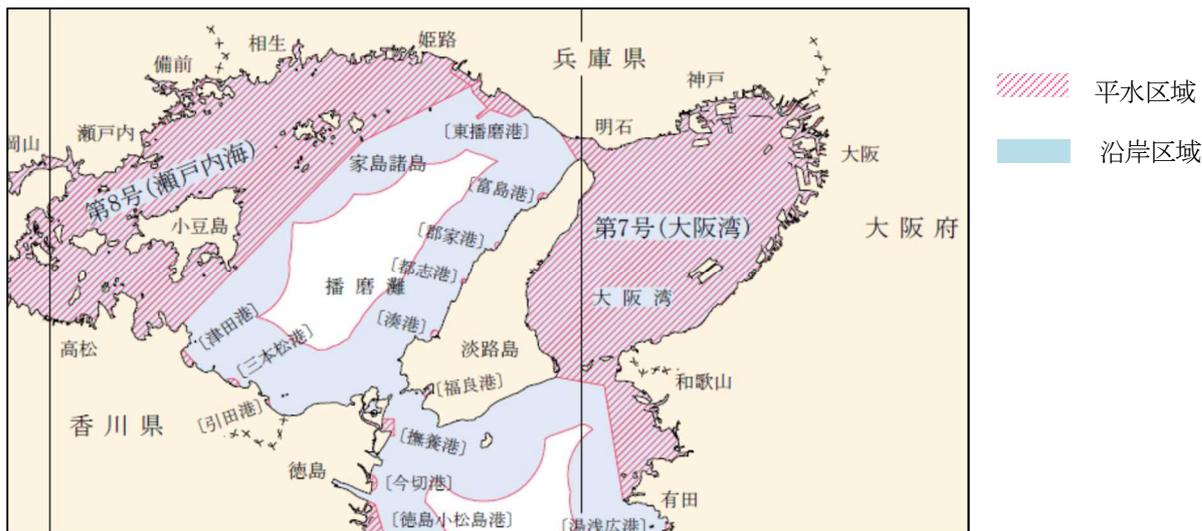
注 インバウンド船旅振興制度

インバウンド旅客の個人旅行化の進展を踏まえ、「人の運送をする不定期航路事業」における同一航路運送に関して、一定の条件(既存の生活航路の運航に影響を及ぼさない等)を満たす観光航路を、年間30日間まで運航可能とする「インバウンド船旅振興制度」が2019年4月に創設された。

- ・ 航行区域が平水区域となっているクルーズ船は、沿岸区域に指定されている播磨灘の明石沖周辺では航行できないため、平水区域限定のクルーズ船等が播磨灘を通過できるよう、以下の柔軟な対応を行うこと。

○気象の穏やかな時季等における平水区域の拡大

○母港から最強速力で往復2時間以内とされている限定沿海区域の基準緩和



[県内のクルーズ船の航行可能区域]

平水区域	河川・湖沼や湾内の他、法令に基づいた比較的穏やかな水域（航行可）
沿海区域	陸岸より20海里までの航行区域（原則航行不可）
うち限定沿海	母港から最強速力で往復2時間の区域（一部航行可※） ※ 限定沿海区域の基準に適合する船舶に限る。
うち沿岸区域	陸岸より5海里以内の水域（航行不可）
近海区域	東経175度、東経94度、北緯63度、南緯11度の内側の水域（航行不可）
遠洋区域	全水域（航行不可）

船舶の種類	航行区域		播磨灘の航行	要望内容	
	航行区域	航行できる海域			
		平水区域	限定沿海区域		
平水区域船		○	×	×	①一律ではなく細やかな区域設定 ②平水区域の要件を特定時季に限定
限定沿海船	高速船	○	○	○	—
	クルーズ船	○	○	△	③限定沿海区域の時間延長

5 安心して楽しめる海づくり（水上オートバイの危険行為等の対策強化）【国土交通省】

新・水上オートバイをはじめマリレジャーをより安全に楽しめる環境づくりに向け、国においても水上オートバイによる危険行為等への対策を強化すること。

【兵庫県 水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議の設置】

- ・第1回会議を11月9日（火）に開催
- ・参加団体 [民間] 民間団体（講習実施機関、メーカー関連団体、利用者団体）、県漁連
[行政] 国土交通省神戸運輸監理部、海上保安庁（第五管区・第八管区）、神戸市、県警
[県] 庁内関係部局
- ・主な論点 ①利用者のルール遵守とマナー徹底 ②啓発・監視の実施・強化
③取締りの強化 ④法令等による水難事故防止の徹底（県条例改正の検討、国への要望等）
- ・今後の予定 年内に第2回会議を開催。今後、年内または年度内を目途に対策の方向性をとりまとめる予定。

6 水素社会の実現に向けた取組の加速 【内閣官房、経済産業省、国土交通省】

- 新・ グリーンイノベーション基金の規模拡大など、水素に関する技術開発やインフラ整備等への支援を強化すること。
- 新・ 港湾機能の高度化を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラルポートの形成」に向けた取組に対して支援すること。
- 新・ 2025年大阪・関西万博は、将来の水素社会の姿を人々に示す絶好の機会であり、万博を見据えた先導的取組に対して支援すること。

【県内の水素社会実現に向けた取組】

[川崎重工業(株)等] 豪州の褐炭を活用した国際水素サプライチェーン構築の実証事業を推進

[製鉄会社] 水素還元製鉄に挑戦

[県] 産学官が連携し、水素サプライチェーンの拠点化や水素エネルギーの地産地消の調査研究を実施。また、姫路港において、カーボンニュートラルポートの実現を検討（妻鹿日田地区等）

IV 地方税財政の充実・強化

1 地方財政計画の充実

(1) 地方一般財源・地方単独事業費の確保 【総務省】

① 一般財源総額の確実な確保

- 地方一般財源総額については、骨太の方針 2021 において、令和 4 年度から 6 年度まで令和 3 年度と実質同水準とするとされたが、実質同水準の確保のみならず、一般会計による加算措置を行うなどにより、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を国において確実に確保すること。

【税収の推移】

(単位：百万円、%)

区 分	R元年度	R2年度		R3年度		
			前年度比		前年度比	R元年度比
(地消増税除き) 全税目計	(791, 446) 795, 119	(760, 805) 801, 039	(▲ 3. 9) 0. 7	(716, 446) 764, 700	(▲ 5. 8) ▲ 4. 5	(▲ 9. 5) ▲ 3. 8
法人 2 税等	252, 786	231, 434	▲ 8. 4	194, 371	▲ 16. 0	▲ 23. 1
法人 2 税	168, 865	152, 664	▲ 9. 6	134, 471	▲ 11. 9	▲ 20. 4
地方法人 特別譲与税	83, 921	78, 770	▲ 6. 1	59, 900	▲ 24. 0	▲ 28. 6
(増税除き) 地方消費税	(191, 364) 195, 037	(181, 598) 221, 832	(▲ 5. 1) 13. 7	(182, 982) 231, 236	0. 8 4. 2	(▲ 4. 4) 18. 6
参考：地財地方税 (兆円)	40. 2	40. 9	1. 7	38. 3	▲ 6. 4	▲ 4. 7
参考：地財財源不足 (兆円)	4. 4	4. 5	2. 3	10. 1	124. 4	129. 5

※R2年度は決算、R3年度は当初予算

※令和 4 年度地方財政収支の仮試算

令和 3 年度地方財政計画と比較すると、地方税+4. 8%、地方譲与税+25. 6%で試算されている。

② 各団体における必要額の確保

- 令和 3 年度に引き続き、令和 4 年度においても、税収が新型コロナウイルス感染症の影響前の水準に回復するかは不透明であり、財政規模の大きい団体ほど留保財源が減少傾向にあった状況等を踏まえ、個別団体の交付税の算定においては、引き続き各団体の必要な額が確保されるよう、適切に算定すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る資金繰りへの支援 【総務省】

- 令和 2 年度に拡充された地方消費税等の 7 税目に係る減収補填債の発行額は、都道府県分だけで約 2, 475 億円にのぼり、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収への措置として、一定効果があったところである。

一方、令和 4 年度地方税制収支の仮試算によると、令和 4 年度の税収は令和 3 年度に対し増額となる見込(+5. 4%)であるが、今後の感染状況や経済動向等により不透明な状況は続くことから、必要な場合には、引き続き減収補填債の対象税目の拡充を継続する等の補填措置を講じること。

- 令和 4 年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度の税収が確保できるか不透明であることから、新型コロナウイルス影響前の水準から税

収減が生じる場合には、地方一般財源総額の確保・充実はもとより、地方団体の資金繰り対策として、特別減収対策債の発行を可能とすること。

(3) 公的資金の確保 【総務省】

- ・ 頻発・激甚化する自然災害に対する防災減災対策や老朽化した公共施設等の集約・複合化を進めていく必要があることから、地方公共団体の資金調達に支障が生じないように、長期かつ低利な財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金を増額すること。

(4) 社会資本の老朽化対策の推進

① 社会資本の老朽化対策に必要な予算の確保 【国土交通省】

- ・ 橋梁、排水機場、岸壁等係留施設、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築 50 年を超え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、老朽化対策の推進に必要な予算を、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策において、当初予算を含め、通常予算とは別枠で計画的・安定的に確保すること。

【ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画】 計画期間：R1～R10年度

施設		実施箇所数	事業費	施設	実施箇所数	事業費
①橋梁		705橋	389億円	⑭ダム施設	21箇所	64億円
②舗装(道路)		950km	120億円	⑮防潮堤	19.5km	50億円
③トンネル	覆工	40箇所	41億円	⑯岸壁等係留施設	23施設	61億円
	設備	40箇所		⑰防波堤等外郭施設	9施設	23億円
④アンダーパス		6箇所	4億円	⑱荷役機械	4施設	34億円
⑤横断歩道橋	横断歩道橋	137箇所	20億円	⑲舗装(港湾)	9.9万㎡	7億円
	組立歩道	5.6km	5億円	⑳砂防設備	141箇所	16億円
⑥道路付属物(照明灯・標識(大型)等)		5,130箇所	33億円	㉑地すべり防止施設	16箇所	1億円
⑦道路法面施設		400箇所	20億円	㉒急傾斜地崩壊防止施設	84箇所	4億円
⑧大型カルバート		4箇所	1億円	㉓下水道	8処理場	570億円
⑨シェッド		5箇所	5億円	㉔公園施設	13公園	52億円
⑩排水機場		51箇所	363億円	㉕滑走路	53,600㎡	5億円
⑪水門・堰		57箇所	82億円	㉖その他施設	1式	190億円
⑫樋門・陸間		148箇所	10億円	計		約2,233億円
⑬矢板護岸		8.8km	64億円			

② 公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大等 【総務省、国土交通省、警察庁】

- ・ 令和3年度までとされている制度を延長すること。
- ・ 個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること。
- ・ 地方債充当率や地方交付税措置率の引上げを行うこと。

現行	充当率：90%、交付税措置率：30～50%
案	充当率：100%、交付税措置率：70%(緊急防災・減災事業債並)

2 地方の税収基盤の確保

(1) ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持【総務省、財務省、経済産業省】

- ・ ガス供給業について、収入金額課税制度を堅持すること。

【参考：全国知事会（税財政常任委員会）要望（R3.11）】

小売全面自由化、導管部門の法的分離が行われてもなお、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有している。現行の収入金額課税方式は地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模なLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきである。

ガス供給業の中でも、導管事業は総括原価方式の規制料金が制度として維持されており、電気供給業における送配電事業と同様、収入金額課税制度を引き続き維持することは当然である。

また、製造・小売部門についても、中小法人は2018年度（平成30年度）税制改正で一般の事業と同様の課税方式に見直し済であり、収入金額により課税されているのは、経営基盤が安定している大法人中心であることから、自由化によって直ちに経営状況に大きな影響を及ぼすとは考えにくい。加えて、これらの大法人は20万kl以上の大規模なLNG基地を有しており、地元自治体から多大な行政サービスを受託している状況は変わらない。

こうしたガス供給業を取り巻く状況を踏まえれば、大法人に係る収入金額課税制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。

【兵庫県内における影響額（R元年度決算額をベースに試算（特別法人事業譲与税を含む。））

現行制度 A	所得+外形課税 とした場合 B	影響額 B-A
26億円	6億円	▲20億円

（2）ゴルフ場利用税の堅持【総務省、財務省、文部科学省】

- 平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること。

（3）固定資産税の安定的確保【総務省】

① 土地の特例措置の廃止等

- 令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられたが、固定資産税は市町における基幹税であり、新型コロナウイルス感染症に関する経済的な負担軽減等は、本来、国の責任において実施すべきであることから、令和3年度限りで確実に廃止し、従来どおりの負担調整措置を行うこと。
- 仮に、新型コロナウイルス感染症対策として、政策的に商業地の負担調整措置の上昇分を抑える等により、地方税収が減収となる場合は、国の責任においてその全額を確実に補填すること。

【R3年度税制改正：固定資産税（土地）の負担調整措置】

- 宅地等及び農地の負担調整措置について、R3年度からR5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従来の負担調整措置の仕組みを継続。
- その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、R3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じる。

② 償却資産に関する固定資産税の堅持

- ・ 償却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。

V 地方分権改革を推進する仕組みの構築

1 国と地方の協議の場の機能強化

(1) 国と地方の協議の場の積極的活用 【内閣官房、内閣府】

- ・ 地方との十分な協議が行われない状況で成立した高校無償化法のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること。
- ・ 地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、開催決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること。

(2) 必要となる分科会の設置 【内閣官房、内閣府】

- ・ 国と地方の協議の場を実効性のあるものにするため、社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に、地方自治にとって重要なテーマである「地方財政対策」や「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」等については、分科会を設置し、十分に活用すること。

2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

(1) 「提案募集方式」の更なる充実 【内閣府】

① 支障事例が示されない事務・権限の移譲を求める提案の検討

- ・ 国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、本来、国において移譲することによる支障を立証すべきものであることから、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との検討を行うこと。

② 複数団体から再提案があった場合の再検討

- ・ 過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、同じ内容の提案が複数の団体からあった場合は、新たな課題として関係府省と再検討を行うこと。

③ 提案募集検討専門部会での提案団体の発言機会の付与

- ・ 制度の見直し等において地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言できる機会を付与すること。

(2) 実証実験的な権限移譲の導入 【内閣府】

- ・ 地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に移譲する実証実験的な方法を導入すること。

(3) 提案の実現に向けたフォローアップ 【内閣府】

- ・ 「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと。